

免許番号 区第2号

漁場の位置 神戸市須磨区一の谷から垂水区平磯に至る間の地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 神戸市垂水区新垂水処理場埋立地東護岸基部から最大高潮時海岸線に沿い東へ50メートルの点（北緯34度37.86分、東経135度4.48分）

B 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端橋脚直下の護岸角（北緯34度38.03分、東経135度5.12分）

ア 北緯34度37.68分、東経135度4.53分

イ 北緯34度37.63分、東経135度4.27分

ウ 北緯34度37.35分、東経135度4.35分

エ 北緯34度37.72分、東経135度6.56分

オ 北緯34度38.28分、東経135度6.30分

カ 北緯34度38.31分、東経135度6.35分

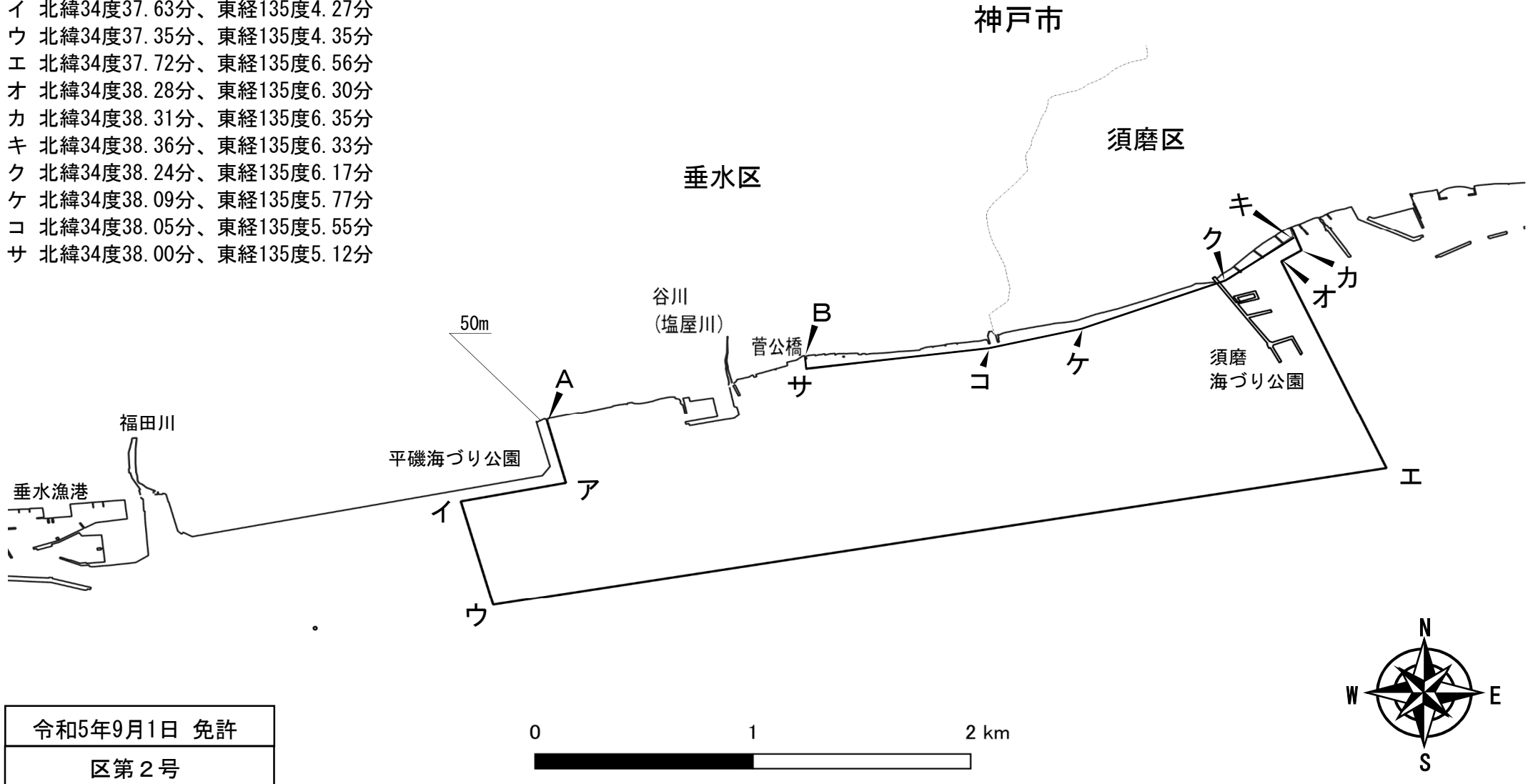
キ 北緯34度38.36分、東経135度6.33分

ク 北緯34度38.24分、東経135度6.17分

ケ 北緯34度38.09分、東経135度5.77分

コ 北緯34度38.05分、東経135度5.55分

サ 北緯34度38.00分、東経135度5.12分



令和5年9月1日 免許
区第2号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	神戸市垂水区平磯三丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第2号		摘 要	